

鹿屋市契約規則の一部を改正する規則

鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第49条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、前項の場合において、契約代金の前金払がなされているときは、当該前金払に係る契約代金の額（契約代金の部分払をしているときは、その部分払において償却した前金払に係る契約代金の額を控除した額）から同項の規定により支払うべき額を控除するものとする。この場合において、前金払に係る契約代金の額になお余剰があるときは、契約の相手方に、その余剰額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）に対して前金払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額の利息を付して返還させなければならない。ただし、その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

別記第2号様式（その1）を次のように改める。

別記第2号様式（その3）を次のように改める。

第2号様式（その3）（第11条関係）

その3（その他用）

予 定 価 格 調 書	
入札等に付する事項	
予 定 価 格	円
入 札（見 積）書 比 較 価 格 (予定価格の100/110)	円
最 低 制 限 価 格	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> $\frac{\text{円}}{100/110}$ </div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 最低制限価格の100/110 円 </div> </div>
<p>上記のとおり査定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">査 定 者 職 氏 名 印</p>	

※最低制限価格の割合（参考）

最低制限価格（税込み） _____ 円 / 予定価格（税込み） _____ 円

×100 = _____ %（注）

注1 小数点以下を切り捨てて整数で表示すること。

2 75%以上であるか確認すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。